

転入届 ようこそ、松山市へ



市外から松山市へお引越しした場合は、松山市へ転入の届出（新住所に住み始めた日から14日以内）が必要です。窓口にお越しの方は、**本人確認書類**（マイナンバーカード・運転免許証・資格確認書など）、**転出証明書**（マイナンバーカード又は住民基本台帳カード（以下、「マイナンバーカード等」）を使って転出の届出をされた方は、転出証明書の代わりに**マイナンバーカード等が必要**）、代理人の場合は**委任状**もお持ちください。

※代理人とは、本人、世帯主、法定代理人以外の方です。

※マイナンバーカード等所有者は、転出予定日から30日以内若しくは松山市に住み始めた日から14日以内のいずれか早い日までに転入の届出をしないと、マイナンバーカード等は失効します。（再交付は有料です。）

の項目は、市民課・各支所で手続きできます。

※項目内の市は市民課、中島支所、北条支所です。

※市民課の受付延長時（毎週木曜日、毎月第2土曜日）は、他市や関係各課に確認が取れず、受付できない場合があります。



★の項目はオンラインで手続きできます

左の二次元コードから手続きが可能です。

←松山市ホームページ「オンライン手続」

※マイナンバーカードが必要な手続あり

関連する主な手続

項 目		内 容 【 】内は、手続に必要なもの	担 当 課 (市外局番 089)
印 鑑 登 録		○登録の申請 【登録する印鑑・官公署発行の顔写真付本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど）】 ※届出人が代理の場合（委任状が必要）や、官公署発行の顔写真付本人確認書類がない場合は、登録までに日数がかかります。	市 民 課 948-6338 (本館1階)
	マイナンバーカード	○継続利用手続【マイナンバーカード・暗証番号数字4桁】 ※原則本人又は同一世帯員に限り手続可能です。 ※期間内に転入届ができない場合及び転入届出日から90日以内に継続利用手続を行わない場合はカードが失効します。（再交付は有料です。）	市 民 課 948-6569 (本館1階)
	署名用電子証明書	○発行申請（マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書は自動で失効しています）【マイナンバーカード・暗証番号英数字6～16桁】 ※原則本人に限り手続可能 ※本人以外が手続する場合は市民課へご連絡ください。	
	マイナンバーカード（特急発行）	○再交付申請【マイナンバーカードと本人確認書類もう1点】 ※追記欄満欄で最新情報が印字できない場合、30日以内に、本人に限り手続可能	
	住民基本台帳カード	○継続利用手続（転入届提出日から90日以内） 【住民基本台帳カード・暗証番号数字4桁】 ※原則本人又は同一世帯員に限り手続可能	市 民 課 948-6337 (本館1階)
健康保険	松山市国民健康保険	○加入手続 ○所得申告書の提出（保険料計算のため） ※保険料の納入通知書は後日郵送で届きます。 ※学生の方や施設・病院等に入所・入院する方は、お知らせください。 ※口座振替を利用する場合は、別途手続が必要 【通帳届出印・口座が分かるもの】	健康保険課 948-6363 (別館3階)
	後期高齢者医療	○住所変更届【負担区分等証明書など（県外から転入の方のみ）】 ※新住所の資格確認書等・保険料のお知らせ・口座振替利用申込書は後日郵送で届きます。 ※施設・病院等に入所・入院する場合はお知らせください。 ※（県外から転入の方）65歳以上74歳以下の後期高齢者医療に加入されていた方で引き続き加入希望の場合は、手続が必要	健康保険課 948-6941 (別館3階)
	その他の健康保険（市役所以外の手続）	○松山市国民健康保険・後期高齢者医療保険以外の健康保険にご加入の方は、それぞれの保険者（勤務先など）にご確認ください。	
年金	加入している方（1号）	○（国民年金1号被保険者の方）住所変更届 ※納付書はそのまま使用可能（口座振替は継続） ○（勤め先を退職した場合）国民年金への切替 【年金手帳又は基礎年金番号通知書・退職日が分かるもの】	保険給付・年金課 948-6356 (別館3階)
	受給している方	○（必要な方のみ）住所変更届	
	加入している方（2号・3号）	○厚生年金等被保険者（2号）・厚生年金等の被扶養配偶者（3号）は、それぞれの勤務先にてご確認ください。	
	旧氏併記	○前住所地で旧氏併記していた場合、転出証明書記載の旧氏が引き続き記載されます。	市 民 課 948-6337 (本館1階)

項 目		内 容	【 】内は、手続きに必要なもの	担 当 課 (市外局番 089)
□	市立小中学生 (保護者)	○転校通知書の受取 *転校通知書は旧学校からの書類と一緒に新しい学校に持参 *特別な事情により、校区外の学校への転入学を希望する場合は、転入届提出前に学校教育課にご相談ください。(許可されない場合もあります。)		学 校 教 育 課 948-6870 (第4別館3階)
	★ □ 児童手当 (公務員を除く)	○請求手続【請求者名義の口座が分かるもの】 (転出証明書の転出予定月内、又は転出予定日の翌日から15日以内) *手続が遅れると受給できない月分が発生します。		子育て支援課 948-6354 (別館2階)
医療費助成	□ 重度心身障害者	○受給者証の申請【受給者の健康保険の資格確認書等・身体障害者手帳又は療育手帳】 *「身体障害者手帳1・2級」「療育手帳A」「療育手帳B(中度)」と身体障害者手帳を併せ持ついずれかに該当する方が対象		障がい福祉課 948-6936 (別館1階)
	□ ★子ども	○受給資格証の申請【子どもの健康保険の資格確認書等】 *18歳の年度末までの入院・通院が対象		子育て支援課 948-6888 (別館2階)
	※㊦でも可 □ ひとり親家庭	○受給者証の申請 *20歳未満の子を扶養するひとり親と子など、一定の要件に該当する場合【親と子の健康保険の資格確認書等・戸籍謄本など(世帯状況等によって異なる)】 *お時間がかかりますので、余裕をもってお越しください。		
□ 児童扶養手当 ※㊦でも可		○児童扶養手当の申請 *18歳以下の児童を引き取り養育しているひとり親家庭で、一定の要件に該当する場合が対象【前住所地の児童扶養手当証書(新規で申請する場合は請求者と児童の戸籍謄本)・請求者名義の銀行通帳など】 *状況によって必要書類が増える場合があります。 *お時間がかかりますので、余裕をもってお越しください。(1時間半程度)		子育て支援課 948-6845 (別館2階)
□ 母子健康手帳		*母子健康手帳の住所はご自身で訂正してください。 *①～⑤に該当する方は、受診票・予防接種手帳等を必ず受診・接種前にお受け取りください。【母子健康手帳】		すくすく支援課 911-1821 (保健所1階) ※ブックスタートは中央図書館事務所 943-8008 (湊町7丁目) ※予防接種は保健予防課 911-1858 (保健所1階)
□ 妊産婦等公費受診票		① (妊娠中の方)『転入用ママパパセット(妊産婦・乳児の公費受診票)』 ② (多胎妊産婦<3歳未満>)『多胎妊産婦等サポート事業利用券』 ③ (1歳未満)『転入赤ちゃん連絡票』(オンラインまたはすくすく・サポート窓口)オンライン手続した翌月を目安に、乳児一般健康診査受診票と予防接種手帳を郵送(窓口では当日配布) ※③の詳細はこちら→		
□ 転入赤ちゃん連絡票 ★原則オンライン手続		④ (1歳未満)ブックスタート ⑤ (1歳以上)『予防接種手帳』(ヒトパピローマウイルス感染症予防接種を除く) 受取場所:すくすく・サポート市役所(本館1階)等、市内5か所のすくすく・サポート(※④・⑤のみ支所で受取可)		
□ 子どもの予防接種手帳 ※㊦は除く				
□ 妊婦支援給付金 (出産・子育て応援ギフト)		○妊婦支援給付金(出産・子育て応援ギフト)の申請 *前自治体で申請がまだの方は、すくすく・サポート市役所(本館1階)・保健所又は保健センター各分室で申請方法などをご案内します。		すくすく支援課 911-1852 (保健所1階)
□ 愛顔っ子応援券 (おむつ券)		○(1歳未満で第2子以降の子を養育している場合)愛顔っ子応援券の申請 *申請期限は、その子の満1歳の誕生日の前日まで【母子健康手帳など】 *愛媛県の市町(四国中央市を除く。)ですでに交付済みの場合は、前市町で発行された応援券の残券(有効期限内)を松山市のものと引換します。 【応援券の残券・母子健康手帳など】		子育て支援課 948-6418 (別館2階)
□ 出産世帯応援 (県市連携事業)		○「出産世帯応援事業」「出産世帯奨学金返還支援事業」の申請 *申請期限はその子の満1歳の誕生日の前日まで(例外あり)		948-6016 (別館4階)
□ 身体障害者手帳療育手帳 ※㊦・㊧でも可		○住所変更届【身体障害者手帳又は療育手帳】 *(療育手帳のみ)県外からの転入の場合は、新しい手帳を作成【3か月以内に撮影した縦4cm・横3cmの証明用写真】		障がい福祉課 (身体・療育手帳) 948-6017
□ 精神障害者保健福祉手帳		○住所変更届【精神障害者保健福祉手帳】 *県外からの転入の場合は、新しい手帳を作成【(顔写真の貼付を希望される場合)1年以内に撮影した縦4cm・横3cmの証明用写真】		障がい福祉課 (精神手帳) 948-6018 (別館1階)
□ 介護保険 ※㊦・㊧でも可		○新住所の保険証、保険料の納入通知書は後日郵送で届きます。 *施設に入所する場合はお知らせください。 ○(利用する方)口座振替の手続(転入後、年金天引きは半年程度停止します)【届出印・通帳等】 ○(前住所地で負担限度額認定証を持っていた方)負担限度額認定証の申請 ○(前住所地で認定を受けていた方)要介護・要支援認定引継の手続 *住み始めた日から14日以内に手続が必要【65歳未満は資格確認書等】		介護保険課 948-6919 (別館2階)
★ □ 飼 い 犬		○犬の所在地変更届・鑑札の交換【登録番号の分かるもの(鑑札など)】 ○(国にマイクロチップ登録している犬)所在地変更届は必要ありません。 指定登録機関の日本獣医師会へご連絡ください。		生活衛生課 911-1862 (保健所1階)